


<p>○ 災害救助法による救助の実施 【告示】</p> <p>○ 災害救助法による救助の実施の正誤 【正誤】</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>” 保健福祉課</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課（室）</p>	

平成30年7月11日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第四百二号

平成三十年台風第七号及び前線等に伴う大雨による災害により発生した平成三十年七月五日からの災害に関し、同月六日から小田郡矢掛町の区域に災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助を実施する。

平成三十年七月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

平成30年7月11日 岡山県公報 号外

四	行
浅口郡里庄町、小田郡矢掛町	誤
浅口郡里庄町	正

〔八〕平成三十年七月九日付け（号外）公布岡山県告示第三百九十七号（災害救助法による救助の実施）に誤りがあった。